

【概要】

(素案)

北広島市高齢者保健福祉計画

第7期介護保険事業計画

(平成30年度～平成32年度)

北広島市

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の趣旨

我が国の65歳以上の人口は、平成29年4月1日現在3,489万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は27.5%と、4人に1人以上が65歳以上の高齢者という本格的な高齢化社会となっています。

また、本市の高齢化率は、平成29年9月30日現在、30.4%となっており、3割を超えて、今後もこうした急速な少子・高齢化は一層進展すると予測され、いわゆる団塊の世代が75歳に到達する平成37年（2025年）頃には高齢化のピークを迎えることになると見込まれます。

今後も介護が必要な高齢者が増加することが見込まれていることから、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用していくことが必要となります。

そのためには、介護保険サービスの確保に留まらず、医療、予防、住まい、および自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情を踏まえ、さらに深化・推進していくことが重要となります。

平成29年には介護保険制度の見直しが行われ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」のため、保険者機能の強化等による自立支援と要介護状態の重度化防止、医療と介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取組の推進などが示されています。

本市においても、さらなる「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、高齢者保健福祉ならびに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的な運営を目的として、平成30年度から平成32年度までの3か年の施策の考え方および目標を定める「北広島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定します。

第2節 計画の概要

1 計画の位置づけ

この計画は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の2つの計画を一体的に作成し、第7期北海道高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画や、本市の諸計画との整合性を図りながら、高齢化社会に対応した高齢者施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

第1章 計画の策定にあたって

2 法令等の根拠

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」として定めるものです。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画として、国の基本指針に即して定めるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は平成30年度から平成32年度までの3か年とします。

第3節 計画の策定体制

1 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、本市の高齢者を取り巻く現状や意向などを把握するため、平成28年12月に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を行い、計画策定の基礎資料としました。

また、広く市民・専門家等の意見を聴くため、福祉関係者、保健医療関係者、学識経験者、一般公募の市民などにより構成される「北広島市保健福祉計画検討委員会」を設置し、高齢福祉部会で専門的に計画の見直しを進めてきました。

「北広島市保健福祉計画検討委員会」での経過は市民に公開するとともに、計画の円滑な推進を図るため、庁内に「保健福祉に係る諸計画策定委員会」を設置し、総合的な検討や調整を行ってきました。

2 計画の構成

「高齢者保健福祉計画」は、本市の高齢者に対する福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する計画として位置付けます。

「介護保険事業計画」は、市内における要介護者等の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案したサービスごとの量の見込み、および当該見込み量確保のための方策等を定める介護保険事業運営の基となる計画です。

「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となるサービスに関する事項が共通し、また、計画に位置付けられた事業計画について連携して実施する必要があることから、本計画では2つの計画を一体的に策定します。

第4節 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、調査を実施しました。

表 1-4-1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要

調査対象	65歳以上の高齢者3,000人を無作為抽出（要介護1～5の認定者を除く）
調査方法	◎「住民基本台帳」から無作為に抽出し、郵送による調査票の送付・回収・調査期間は平成28年12月8日（発送）から12月23日（投函締め切り）までとしました。
調査基準日	平成28年10月1日現在
主な調査項目	◎ 家族構成や生活状況について ◎ 健康について ◎ からだを動かすことについて ◎ 食べることについて ◎ 毎日の生活について ◎ 地域での活動について ◎ たすけあいについて
回収結果	◎ 調査票回収数2,137票 ◎ 調査分析対象2,135票（有効回答率71.2%）

第2章 高齢者の現状

1 人口の推移と高齢者人口

平成29年9月30日現在の住民基本台帳による総人口は58,863人となっています。このうち、65歳以上の高齢者人口は17,895人で、総人口の30.4%を占めています。平成27年度から平成29年度にかけて、高齢化率は2.3ポイント高くなり、高齢化が進んでいます。

また、平成24年度から平成29年度までの実績をもとに平成30年度以降の人口を推計したところ、今後さらに後期高齢者が増加し、平成37年(2025年)度までには前期高齢者よりも多くなるものと見込まれます。

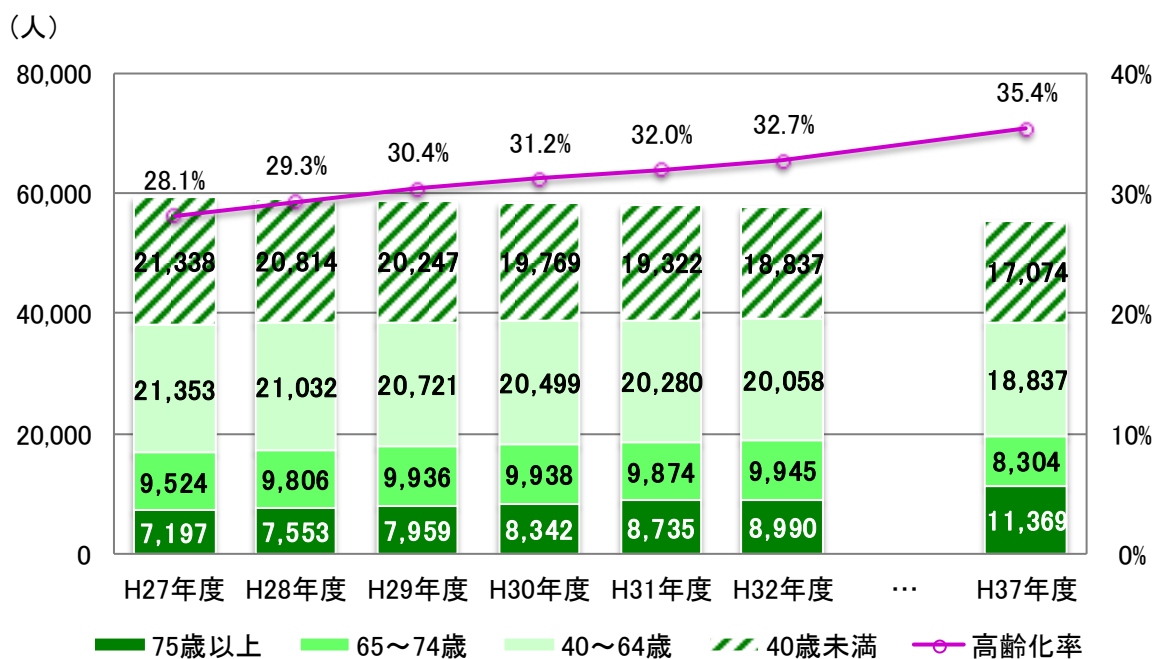


図2-1 人口の推移と高齢者人口

2 要支援・要介護認定者の推移と将来推計

平成29年9月30日現在の第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は3,137人で、第1号被保険者の17.6%を占めています。

なお、平成29年度は介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、要支援1・2の方の一部が「事業対象者」に移行したことにより、認定者割合が減少していますが、平成30年度以降は高齢者人口の増加に伴い、増加傾向になるものと見込まれます。

また、第1号被保険者、第2号被保険者を合わせた要介護度別の要支援・要介護認定者数の推移と将来推計は、図2-3のとおりです。

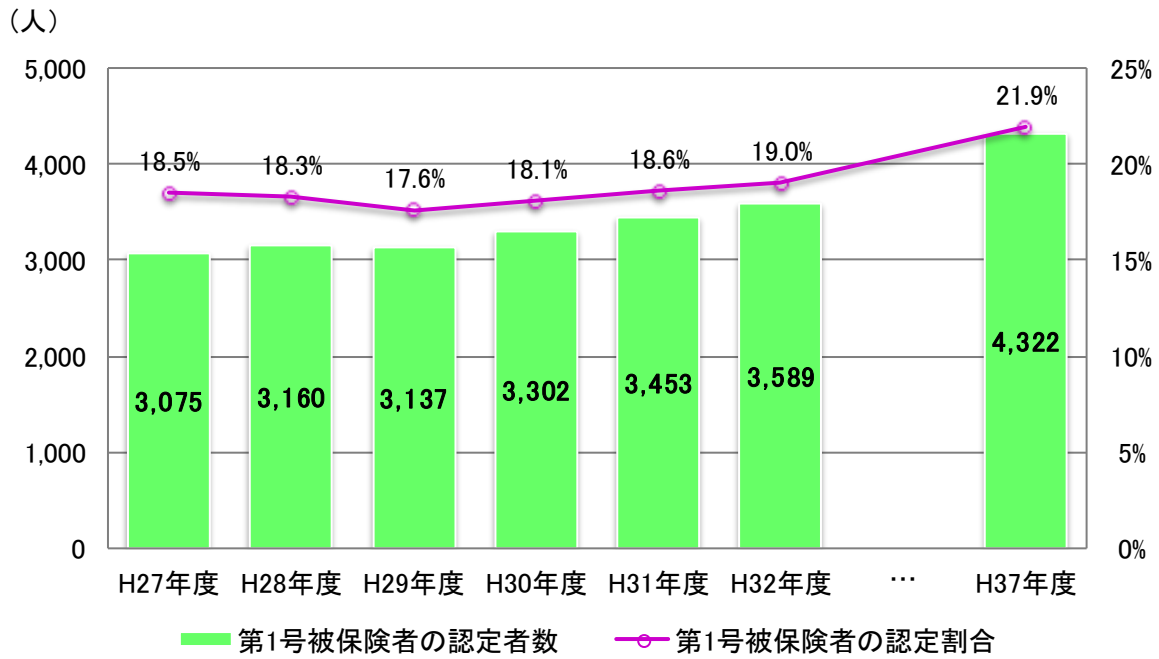


図2-2 第1号被保険者の要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

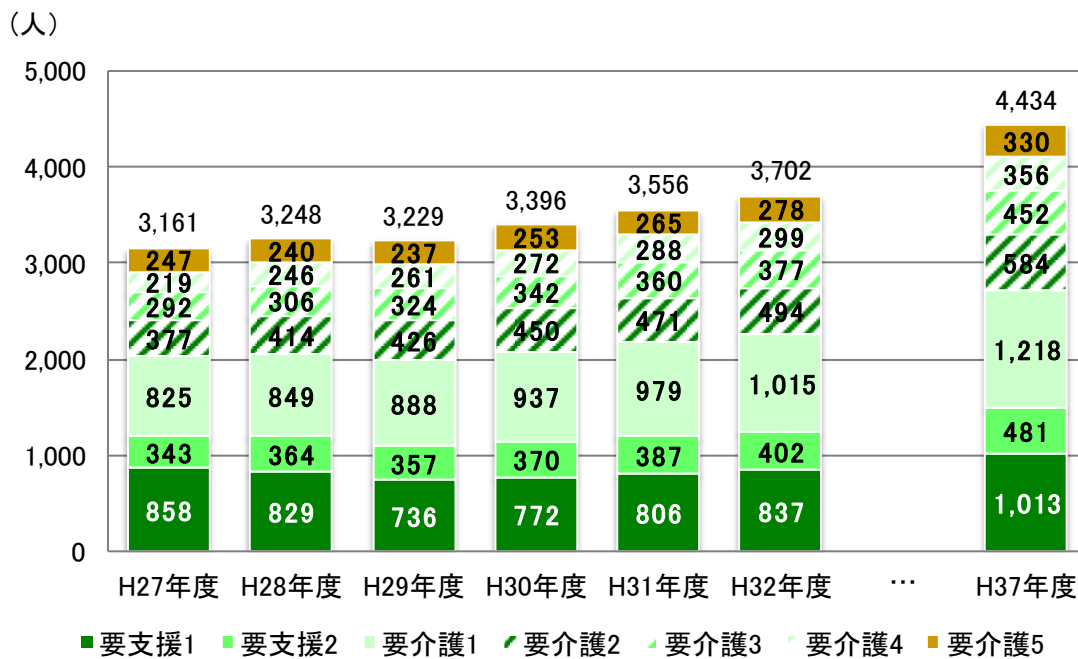


図2-3 要介護度別の要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

第3章 基本理念・基本目標

第1節 基本理念

高齢者をはじめすべての方が、住み慣れた地域でいつまでも自分らしい生活を送ることができる、地域共生社会の実現

高齢化が急速に進む中、これからの高齢化社会を支えていくには、行政のサービスだけではなく、各事業者、関係機関、地域住民などの連携が欠かせません。

さらに、高齢者の社会参加を促し、高齢者自身が有する能力を社会の中で発揮し、「支える側」「支えられる側」といった画一的な関係性ではなく、世代を超えてお互いが認め合い、地域全体で支え合う地域共生社会を実現することが大切です。

本計画では、北広島市に住むすべての高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域全体で支え合えるまちづくりの実現をめざします。

第2節 基本目標

<p>基本目標1 介護予防と自立支援</p>	<p>住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるように、高齢者の自立支援や介護予防に関する普及啓発、多職種連携の推進、高齢者支援センター（注1）の強化など、自立支援、介護予防、重度化防止に向けて取り組みます。</p> <p>また、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、日常生活を支援する多様な生活支援・介護予防体制の整備を進めます。</p>
<p>基本目標2 介護保険サービスの充実</p>	<p>介護が必要になった方でも、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、介護保険サービスの基盤整備、医療と介護の連携を強化し、地域における継続的なサービス提供体制の充実を図ります。</p>
<p>基本目標3 地域支援体制の推進</p>	<p>高齢者支援センターが中心となり、高齢者の生活を総合的に支えるため、地域で適切な支援が行われる環境整備に取り組み、地域の関係者を含めたネットワークづくりの強化を図ります。</p> <p>また、認知症に対する理解を深め、認知症高齢者等 SOS ネットワークなどの地域で支え合える体制づくりに努めます。</p>
<p>基本目標4 生きがいと社会参加の促進</p>	<p>高齢者の豊かな経験を生かした社会参加を推進し、生きがいを持って地域の中で豊かな生活を送ることができるよう支援を行っていきます。</p>
<p>基本目標5 適切な介護保険事業の運営</p>	<p>平成30年度以降、医療計画と介護保険事業計画の見直しのサイクルが一致することから、医療・介護等の関係者による協議の場を設け、地域医療構想も踏まえたうえで、介護保険サービス見込み量と在宅医療の整備目標が整合的なものとなるよう、より緊密な連携を図ります。</p> <p>また、介護保険事業が健全に機能するよう事業の運営に向けたPDCAサイクルの推進を図ります。</p>

（注1）本市では、地域包括支援センターを「高齢者支援センター」と呼称しています。

第3節 施策の体系

基本目標1 介護予防と自立支援

重点課題1 日常生活を支援する体制の整備

1 介護予防サービスの充実

- ① 健康運動教室等 ② 脳健康教室 ③ 生活講座 ④ 健康増進講演会 ⑤ 高齢者出前健康講座

2 重度化防止の推進

- ① (仮称)地域リハビリテーション活動推進事業

3 生活支援サービスの充実

- ① おむつサービス ② 指定ごみ袋の助成 ③ 配食サービス ④ 緊急通報システム ⑤ 移送サービス
 ⑥ 移動制約者の移送の確保に向けて ⑦ 除雪サービス ⑧ 訪問理容サービス ⑨ 日常生活用具給付
 ⑩ 緊急情報キット・エルフィンボタン普及事業 ⑪ テレホンサービス ⑫ 訪問型サービス
 ⑬ 通所型サービス

基本目標2 介護保険サービスの充実

重点課題1 介護給付等対象サービスの充実・強化

1 住み慣れた地域や家庭での生活の継続

- ① 居宅サービス

2 地域の実情に合わせたサービスの体制整備

- ① 地域密着型サービス ② 施設サービス ③ 介護給付見込み量確保の方策

3 人材確保対策

- ① 介護従事者人材バンク ② 暮らしサポーター研修 ③ 合同就職説明会
 ④ 介護従事者フォローアップ研修事業

基本目標3 地域支援体制の推進

重点課題1 地域包括ケアシステムの基盤整備

1 地域包括ネットワークの構築

- ① 高齢者支援センターの運営 ② 窓口・電話等相談事業 ③ 高齢者実態把握事業

2 地域ケア会議の開催

- ① 地域ケア会議の開催

3 地域住民がともに支え合う地域づくりの推進

- ① 生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置 ② 高齢者等地域見守り事業
 ③ ミニデイサービス支援事業

4 地域包括ケアシステムを支える人材の育成

- ① いきいき百歳体操リーダー養成講座 ② 介護支援ボランティア養成講座

重点課題2 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

- ① 在宅医療と介護の連携推進 ② 在宅生活復帰支援事業

重点課題3 認知症施策の推進

1 認知症の方への理解を深めるための普及・啓発

- ① 認知症サポーター養成講座 ② 認知症ケアパスの普及 ③ 認知症カフェの開設

2 認知症の方の住みやすい地域づくり

- ① 認知症初期集中支援チームの設置 ② 認知症高齢者支え合い事業
③ 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業 ④ いどころ発信システム助成事業

重点課題4 介護に取り組む家族等への支援の充実

1 家族への支援を包括的・継続的に実施する体制構築

- ① 家族支援事業

重点課題5 高齢者虐待の防止と権利擁護施策の推進

1 高齢者虐待防止の取組

- ① 高齢者虐待防止ネットワーク事業

2 権利擁護の普及啓発

- ① 成年後見センターの運営 ② 成年後見制度利用支援事業

重点課題6 高齢者の住まいの安定的な確保

1 高齢者住宅の確保

- ① サービス付き高齢者向け住宅の適正な運用 ② 自立援助住宅改修助成事業 ③ 住宅改修支援事業

2 まちづくりの整備促進

- ① 市営住宅の整備 ② 住み替え支援事業 ③ 空き地・空き家バンク制度 ④ 道路・交通環境の整備
⑤ 避難行動要支援者避難支援プラン制度による体制づくり

基本目標4 生きがいと社会参加の促進

重点課題1 生きがいと社会参加の促進

1 生きがいある暮らしへの支援

- ① 老人クラブ活動の充実 ② 長寿祝福事業 ③ ふれあい温泉事業 ④ 福祉バス運行事業
⑤ シルバー活動センター事業 ⑥ 高齢者サービス啓発事業 ⑦ 社会教育事業 ⑧ 体育事業
⑨ 介護予防拠点整備の推進 ⑩ 民生委員・児童委員・地区社会福祉委員活動

2 就労機会の確保

- ① シルバー人材センター活用支援事業

基本目標5 適切な介護保険事業の運営

重点課題1 効果的・効率的な介護給付の推進

1 低所得者対策の推進

- ① 介護保険利用者の軽減対策

2 介護保険の質的向上

- ① 介護給付に要する費用の適正化 ② 介護保険サービスの給付制限

重点課題2 医療計画との整合性の確保

重点課題3 介護保険サービス情報の公表

重点課題4 介護保険制度の立案及び運用に関する PDCA サイクルの推進

第4章 介護予防と自立支援

第1節 日常生活を支援する体制の整備

1 介護予防サービスの充実

脳健康教室は平成30年度をもって廃止し、平成31年度以降は、運動の継続や生活習慣病の重症化予防、通いの場への参加支援等を推進しながら、認知症予防をめざす取組を継続していきます。

介護予防サービスの各事業の利用見込み数は以下のとおりです。

表 4-1-1 介護予防サービスの見込み

		H29年度	H32年度
健康運動教室	参加者数	82人	75人
水中運動教室	参加者数	86人	90人
脳健康教室【見直し】	参加者数	18人	-
生活講座	参加者数	13人	20人
健康増進講演会	参加者数	115人	150人
高齢者出前健康講座	参加者数	450人	500人

2 重度化防止の推進【新規】

介護が必要になった方でも、自立した生活が継続できるよう、自立支援や重度化予防を視野に入れたケアプラン作成等、効果的な事業のあり方を検討します。

また、平成32年度に（仮称）地域リハビリテーション活動推進事業を新設し、リハビリテーションに関する専門職が住民主体の通いの場等へ出向き、高齢者の身体能力を評価し、改善の可能性を助言することで、介護予防の取組を総合的に支援します。

3 生活支援サービスの充実

日常生活用具給付については、現在の基準では市場価格との乖離もあり、第7期計画期間中の実績を検証し、当該事業の必要性を検討します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に伴い、介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスが開始されました。

生きがいデイサービス事業（おたっしゅ塾）については、平成30年度から「通所型サービスA」の指定方式に切り替えてサービスを提供するため、終了します。

生活支援サービスの各種事業の利用見込み数は以下のとおりです。

表 4-1-2 生活支援サービスの見込み

		H29 年度	H32 年度
おむつサービス	利用者数	240 人	245 人
配食サービス	利用者数	320 人	350 人
緊急通報システム	新規設置数	4 か所	5 か所
移送サービス	利用者数	60 人	60 人
除雪サービス	利用者数	280 人	290 人
訪問理容サービス	利用者数	52 人	55 人
日常生活用具給付【見直し】	利用者数	0 人	1 人
緊急情報キット・エルフィンボタン普及事業	配付件数	543 件	550 件
テレホンサービス	利用者数	5 人	9 人
介護予防訪問介護相当サービス	利用者数	76 人	198 人
介護予防通所介護相当サービス	利用者数	190 人	420 人
市の委託による通所型サービスC (短期集中機能訓練)	利用者数	12 人	15 人

第5章 介護保険サービスの充実

第1節 介護給付等対象サービスの充実・強化

1 居宅サービス

表 5-1-1 居宅サービス利用者の見込み

(単位：人/月)

	H29年度	H32年度	H37年度
訪問介護	494	434	545
訪問入浴介護	8	11	19
訪問看護	272	398	494
訪問リハビリテーション	56	87	125
居宅療養看護指導	292	530	660
通所介護	736	447	495
通所リハビリテーション	377	606	782
短期入所生活介護	113	113	139
短期入所療養介護	26	38	47
特定施設入居者生活介護	155	216	273
福祉用具貸与	760	1,053	1,314
特定福祉用具販売	14	25	31
居宅介護住宅改修	23	30	38
居宅介護支援	1,739	2,154	2,736

2 地域密着型サービス

表 5-1-2 地域密着型サービス利用者の見込み

(単位：人/月)

	H29年度	H32年度	H37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	23	42	42
地域密着型通所介護	149	185	213
認知症対応型通所介護	53	51	91
小規模多機能型居宅介護	17	33	40
認知症対応型共同生活介護	193	207	243
看護小規模多機能型居宅介護	24	25	25

3 施設サービス

表 5-1-3 施設サービス利用者の見込み

(単位：人/月)

	H29 年度	H32 年度	H37 年度
介護老人福祉施設(3 施設、250 床) (特別養護老人ホーム)	182	187	197
介護老人保健施設(2 施設、190 床) (老人保健施設)	128	132	138
介護療養型医療施設(1 施設、60 床) (療養型病床群等)	15	15	-
合 計	325	334	335

4 介護給付見込み量確保の方策

地域密着型サービスについては、平成 30 年度に定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を公募し、事業者の選考を実施します。

それ以外の給付サービスについては、既存のサービス事業者の事業拡大や提供サービスの多様化によって、供給量は確保できると見込まれます。

介護保険施設については待機者も多く、需要はあるものと見込まれますが、介護老人福祉施設の入所は原則として要介護 3 以上の方に限られています。

また、介護療養型医療施設は、平成 35 年度をもって廃止することとされています。

第 7 期計画期間中においては、平成 30 年度に創設される介護医療院についての検討を進めていくことと併せて、地域の実情に応じて高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるような体制を整備することに重点を置き、新たな介護保険施設の整備は行わず現状の施設で対応することとします。

5 人材確保対策

介護従事者の確保は喫緊の課題であり、新たな支援策や離職防止に向けた取組を検討し、関係機関との連携により、介護サービス提供体制の確保に務めます。

表 5-1-4 人材確保対策の見込み

		H29 年度	H32 年度
介護従事者人材バンク	登録者数	8 人	10 人
くらしサポーター研修	開催回数	1 回	1 回
	参加者数	37 人	20 人
合同就職説明会	開催回数	1 回	2 回
	参加者数	32 人	100 人

第6章 地域支援体制の推進

第1節 地域包括ケアシステムの基盤整備

1 地域包括ネットワークの構築

表 6-1-1 地域包括ネットワークの構築に係る事業の見込み

		H 29 年度	H 32 年度
高齢者支援センターの運営	設置数	4 か所	4 か所
	職員数	20 人	21 人
窓口・電話相談事業	相談延べ件数	4,200 件	4,800 件
高齢者実態把握事業	実態調査件数	1,888 件	1,800 件

2 地域ケア会議の開催

平成 29 年度からは、個別ケア会議（自立支援ケア会議や支援困難事例の検討）や個別ケースの検討から発展した地域課題の解決のための会議を、地域ケア会議として開催します。

表 6-1-2 地域ケア会議の見込み

		H 29 年度	H 32 年度
地域ケア会議	実施回数	9 回	12 回

3 地域住民がともに支え合う地域づくりの推進

高齢者が孤立することなく暮らし続けられるよう、ひとり暮らし高齢者の安否確認、高齢者が気軽に交流できる場の開設、運営を支える人材の育成や団体の支援を行う各種事業を実施します。

表 6-1-3 地域住民がともに支え合う地域づくりの推進に係る事業の見込み

		H 29 年度	H 32 年度
高齢者等地域見守り事業	協力機関	25 か所	27 か所
ミニデイサービス支援事業	利用延べ人数	8,456 人	9,000 人
地域のお茶の間	利用延べ人数	5,130 人	5,500 人

4 地域包括ケアシステムを支える人材の育成

表 6-1-4 地域包括ケアシステムを支える人材の育成に係る事業の見込み

		H 29 年度	H 32 年度
いきいき百歳体操リーダー養成講座	参加者数	26 人	30 人
	登録者数	250 人	400 人
介護支援ボランティア事業	活動者数	200 人	320 人

第2節 在宅医療・介護連携を図るための体制整備

平成 28 年度に医療および介護の専門職等で構成する「北広島市在宅医療介護連携推進協議会」を設置しました。課題分析の結果を踏まえて、専門部会の活動を具体的に進めながら、研修会等を通じて、切れ目のない医療と介護の連携を推進します。

また、在宅生活復帰支援事業については、病院や介護保険施設から在宅に戻る方が多くなり、さまざまなケースで在宅復帰の支援を行えることから、平成 29 年度で廃止します。

第3節 認知症施策の推進

1 認知症の方への理解を深めるための普及・啓発

表 6-3-1 認知症の方への理解を深めるための普及・啓発に係る事業の見込み

		H 29 年度	H 32 年度
認知症サポーター養成講座	実施回数	15 回	15 回
	サポーター養成数	600 人	600 人
認知症カフェ	開設数	4 か所	5 か所

2 認知症の方への住みやすい地域づくり

(1) 認知症初期集中支援チームの設置【新規】

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられることを目的に、認知症または認知症を疑われる方で、医療サービスや介護サービスを受けていない 40 歳以上の方を対象に、チーム員（認知症サポート医、医療系専門職、介護系専門職の計 3 人）が、対象者の把握、情報収集、支援方法の検討、家庭訪問などを行い、高齢者支援センター等と連携しながら集中的かつ包括的な支援を実施します。

(2) 認知症高齢者支援事業

認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業については、携帯電話へのメール配信機能を活用し、一般市民や介護事業者などの協力により、行方不明となった高齢者の早期発見につながる方法の導入を検討します。

表 6-3-2 認知症高齢者支援事業の見込み

		H 29 年度	H 32 年度
認知症高齢者支え合い事業	利用者数	15 人	20 人
	登録支え合い員数	42 人	54 人
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業	登録者数	25 人	25 人
いどころ発信システム助成事業	助成対象者数	3 人	8 人

第4節 介護に取り組む家族等への支援の充実

1 家族への支援を包括的・継続的に実施する体制構築

平成 30 年度から、より参加しやすい魅力ある事業とするため、「介護と上手につきあう講座」は、「認知症高齢者を介護する家族のための講座」と統合して実施します。

表 6-4-1 家族への支援を包括的・継続的に実施する体制構築に係る事業の見込み

		H 29 年度	H 32 年度
介護と上手につきあう講座	参加者数	45 人	100 人
認知症高齢者を介護する家族のための講座	参加者数	35 人	-

第5節 高齢者虐待の防止と権利擁護施策の推進

表 6-5-1 高齢者虐待の防止と権利擁護施策推進に係る事業の見込み

		H 29 年度	H 32 年度
高齢者虐待防止ネットワーク事業	相談延べ件数	20 件	25 件
成年後見センターの運営	相談延べ件数	1,000 件	1,300 件

第6節 高齢者の住まいの安定的な確保

表 6-6-1 高齢者の住まいの安定的な確保に係る事業の見込み

		H 29 年度	H 32 年度
自立援助住宅改修助成事業	利用者数	0 人	1 人
住宅改修支援事業	利用者数	105 人	130 人

第7章 生きがいと社会参加の促進

第1節 生きがいと社会参加の促進

生きがいある暮らしへの支援

表 7-1-1 生きがいのある暮らしへの支援に係る事業の見込み

		H 29 年度	H 32 年度
老人クラブ活動の充実	対象者数	1,063 人	1,130 人
長寿祝福事業	対象者数	16 人	35 人
ふれあい温泉事業	利用者延べ人数	26,830 人	29,000 人
福祉バス運行事業	利用者延べ人数	9,500 人	9,500 人
シルバー活動センター事業	利用延べ回数	11,000 回	12,000 回
高齢者サービス啓発事業	発行部数	6,000 部	6,000 部

第8章 適切な介護保険事業の運営

第1節 効果的・効率的な介護給付の推進

介護保険の質的向上

(1) 介護給付に要する費用の適正化

介護給付の適正化は、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度運営につながります。

国民健康保険団体連合会が提供する給付情報等を活用し、北海道の協力のもと、給付適正化の推進を図ります。

(2) 介護保険サービスの給付制限

社会保険制度の一つである介護保険は、被保険者同士が互いに支え合う相互扶助により成り立っています。

一定の保険料を滞納している方が保険給付を受ける際に、給付の償還払い化、一時差止、差止額から滞納保険料を控除する措置や未納期間に応じた給付減額を実施することで、被保険者間の公平性を図ります。

第9章 介護保険事業費の見込みと保険料

第1節 介護保険事業費の見込み

表 9-1-1 介護保険事業費の見込み

(単位：千円)

	H 30 年度	H 31 年度	H 32 年度	3 か年合計	H 37 年度
総給付費	4,075,186	4,309,420	4,519,736	12,904,342	5,814,180
地域支援事業費	310,412	325,334	340,313	976,059	506,461
介護保険事業の総事業費	4,385,598	4,634,754	4,860,049	13,880,401	6,320,641

第2節 介護保険料

1 保険料基準額と段階設定

保険料収納必要額を基に第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料基準額（月額）を算定し、第6期介護保険事業計画中に積み立てた介護給付費準備基金の一部を取り崩し、基準額（月額）を5,200円とします。

保険料の段階設定については、国が示す標準段階を参照するとともに、これまでの本市の段階設定を踏まえ、次に示すとおりとします。

- ① 国の第9段階については、所得格差の解消を図るため、第9段階の負担割合を国よりも低くし、国よりも高い第10段階を設けることとします。
- ② 第2段階と第4段階については、第6期介護保険事業計画と同様に、負担割合をそれぞれ基準額の0.60倍及び0.85倍とします。

表 9-2-1 介護保険料の段階設定

段階	対象者	負担割合	保険料 (円)	
第1段階	生活保護を受給している方、 中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	× 0.45	28,080	
	80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と その他の合計所得金額(注1)の合計が	× 0.6	37,440	
第3段階		120万円を超える方	46,800	
第4段階		80万円以下の方	× 0.85	53,040
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、 本人が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と その他の合計所得金額(注1)の合計が	× 1.0	62,400	
第6段階		120万円未満の方	× 1.2	74,880
第7段階		120万円以上 200万円未満の方	× 1.3	81,120
第8段階		本人が市町村民税課税で、 前年の合計所得金額(注2)が	× 1.5	93,600
第9段階			300万円以上 500万円未満の方	× 1.65
第10段階	500万円以上の方		× 1.8	112,320

(注1) 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得と長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額をいいます。

(注2) ここでいう「合計所得金額」は、合計所得金額から、長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額をいいます。

2 平成37年度（2025年度）の推計

平成37年度（2025年度）に向けて、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進するための指標として、各種の推計をおこないます。

	第7期	推計	第9期
	H31年度		H37年度
総人口	58,211人		55,584人
第1号被保険者数	18,571人		19,746人
65～74歳	9,841人		8,271人
75歳以上	8,730人		11,475人
要介護認定者数	3,556人		4,434人
年度給付費(地域支援事業含む)	3,959,955千円		5,141,209千円
保険料(基準月額)	5,200円		6,600円

(注1) 各年度9月30日現在の値

第10章 計画の円滑な推進のために

第1節 行政の役割と責任

介護保険制度がスタートした平成12年の高齢者人口は8,288人（9月末時点）でしたが、平成29年には17,895人（同）となり、17年間で2.1倍以上に増加しています。

高齢者の増加によって、要介護認定者および介護サービス利用者も増加しており、これまでの高齢者福祉施策の見直しが求められています。また、国において地域支援事業のあり方が見直しされ、今まで以上に市町村が中心となって、地域づくりを推進しなければなりません。

だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのためには、従来の社会福祉制度や行政サービスだけでは対応が難しく、民間の参入促進はもとより、ボランティア活動やNPO法人等の市民主導による福祉活動の拡大も不可欠です。特に、ともに支え合う地域づくりを推進するためには、地域住民の理解と協力が必須となります。

本市としても地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、支え合う地域づくりに対しての地域住民への普及・啓発活動を推進し、各事業所・関係機関などと連携して支援していきます。

第4節 計画の進行管理

現在、4か所の高齢者支援センターを設置し、保健、福祉、医療の連携強化とサービス提供のための環境整備を進めています。

日常生活圏域は5圏域としていますが、北広島団地地区の高齢者支援センターについては、当面の間、職員の増員による対応とします。

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、高齢者支援センターが持つ役割がより一層重要となることから、その機能を強化、充実していかなければならないと考えています。

また、身近な地域での相談窓口や苦情処理体制の充実、行政、民間、市民団体など関係機関の緊密な連携による支援など、高齢者のための総合的なケア体制を整備していきます。